

# 大和市いじめ防止基本方針

大和市「ストップ  いじめ」宣言  
**「いじめは、しない！ させない！ ゆるさない！」**

大和市

平成30年1月改定

# 大和市いじめ防止基本方針

## 〈目 次〉

はじめに	3
I. 基本的な考え方	5
1. いじめの定義	
2. いじめに対する基本認識	
3. いじめ対策の基本理念	
4. いじめの防止等に関する対策の基本的な考え方	
(1) いじめの未然防止	
(2) いじめの早期発見	
(3) いじめの早期対応・いじめの解消	
II. 基本的施策	8
1. 市・教育委員会が実施する施策	
(1) 財政上の措置等	
(2) いじめの未然防止のための取組	
(3) いじめの早期発見のための取組	
(4) いじめの早期対応・いじめの解消のための取組	
2. 学校が実施する取組	
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	
(2) いじめの未然防止のための取組	
(3) いじめの早期発見のための取組	
(4) いじめの早期対応・いじめの解消のための取組	
(5) 学校評価における留意事項	

1. いじめの重大事態

2. 教育委員会又は学校による対処

- (1) 重大事態発生の報告
- (2) 事実関係を明確にするための調査
- (3) いじめを受けた子ども及びその保護者への情報提供
- (4) 調査結果の報告
- (5) 調査結果の公表

3. 市長による再調査等

- (1) 再調査の実施
- (2) 調査結果の報告
- (3) 再調査の結果を踏まえた措置

1. 学校におけるいじめの防止等のための組織

- (1) 学校におけるいじめの防止等のための組織の設置
- (2) 学校におけるいじめの防止等のための組織の構成
- (3) 学校におけるいじめの防止等のための組織の役割

2. いじめ問題対策連絡協議会

- (1) いじめ問題対策連絡協議会の設置
- (2) いじめ問題対策連絡協議会の構成
- (3) いじめ問題対策連絡協議会の役割

3. いじめ問題対策調査会

- (1) いじめ問題対策調査会の設置
- (2) いじめ問題対策調査会の構成
- (3) いじめ問題対策調査会の役割

4. いじめ問題再調査会

- (1) いじめ問題再調査会の設置
- (2) いじめ問題再調査会の構成
- (3) いじめ問題再調査会の役割

## はじめに

今日の著しい社会状況の変化のなかで、子どもを取り巻く問題は複雑化・多様化しており、また、これまで顕在化していなかったSNS等インターネット（以下「インターネット」という）上のいじめといった、新たな課題も生じてきました。そうしたなかで、いじめ防止の視点からのさらなる施策の推進や学校と市民との協働を進めることが必要になっています。

大和市では、自然と人間との健全な調和のとれた輝かしい未来をめざす大和市民憲章のもと、家庭や学校をはじめ、地域社会が一体となり、心身ともに明るくたくましい青少年の育成のための施策を推進してきました。また、「大和市ストップいじめ宣言」及び「大和市学校教育基本計画」に基づき、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、解消に向けて、市民や関係機関等と協力しながら、様々な取組を推進してきました。

このようななか、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）が施行され、国と学校に対して、いじめ防止基本方針の策定が義務付けられるとともに、法第12条で地方公共団体に対して、地域の実情に応じたいじめ防止基本方針の策定に努めることが規定されました。

これを受けて本市では、友情としあわせにつつまれたまちなかで、子どもたちが夢や目標に向かってたくましく生きられるよう、大和市におけるいじめ対策の総合的かつ効果的な推進を図るために、平成27年「大和市いじめ防止基本方針」（以下「市の基本方針」という。）を策定いたしました。

今般、法の施行から3年が経過し、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という）が改訂され、それに伴い「神奈川県いじめ防止基本方針」（以下「県の基本方針」という）も改訂されたことから、その内容を反映させるため「市の基本方針」も改訂することとしました。

市の基本方針の対象となる学校は、大和市立の小中学校です。学校は、市の基本方針のほか、国の基本方針及び県の基本方針を参酌して、学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針（以下「学校いじめ防止基本方針」という。）を改訂するとともに、いじめ防止等を推進する体制づくりに取り組めます。

## 大和市「ストップ いじめ」宣言

平成20年10月18日 採択

- ☆ 大和市の子どもは、「やさしい心」をもちます。
  - ☆ 大和市の子どもは、「強い心」をもちます。
  - ☆ 大和市の子どもは、「あたたかい心」をもちます。
  - ☆ 大和市の子どもは、「広い心」をもちます。
  - ☆ 大和市の子どもは、「素直な心」をもちます。
- 「いじめは、しない！ させない！ ゆるさない！」**

大和市ストップ  いじめ子どもフォーラム実行委員会

## 大和市学校教育基本計画(抜粋)

平成24年3月

### 基本目標

- 1 夢や目標に向かってたくましく生きる子どもを育てます
- 2 創意に満ち、活力ある学校づくりを進めます
- 3 家庭との連携を充実し、生きる力の基礎をはぐくみます
- 4 地域の力を生かした活動を充実し、生きる力をはぐくみます

### 重点施策

#### 1 不登校やいじめ問題の解消

- ① 不登校の未然防止・早期対応・登校支援に努めます
- ② いじめの未然防止・早期発見・早期対応・解決支援に努めます

# I. 基本的な考え方

## 1. いじめの定義

法第2条で定めているとおり、「いじめ」とは、「児童等（※）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」とされています。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた子どもの立場に立つことが必要です。いじめには、多様な態様があることから、法の対象となるいじめに当たるか否かを判断するに当たっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要です。

※ 児童等とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう（法第2条第3項）。  
市の基本方針では、市立小中学校に在籍する児童生徒を「子ども」という。

## 2. いじめに対する基本認識

- いじめは、いじめを受けた子どもの人権を著しく侵害し、尊厳を損なう、人間として絶対に許されない行為です。
- いじめは、学校、家庭、地域における生活環境や対人関係等、様々な背景から、様々な場面で起こり得ます。
- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得るものです。とりわけ嫌がらせやいじわる等「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら被害と加害を経験するものです。
- いじめは、「被害者」や「加害者」だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の子どもも含めた学級や部活動等の所属集団の構造上の問題です。
- いじめは、大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくいものです。
- いじめは、その行為や態様により、犯罪行為として取り扱われるものもあります。

## 3. いじめ対策の基本理念

いじめ問題への対応は、学校だけではなく、社会全体で取り組むべき大人たち全員の課題です。その上で、次代を担う子どもたちを育成するための理念として、次の5つを掲げます。

- 個人の存在はかけがえのない大切なものであることを伝え、自他を尊重する心を育む教育活動の充実に向けて取り組みます。

- いじめは、人間として決して許されない行為であり、すべての子ども、保護者、教職員、その他子どもに関わるすべての大人が、いじめに対する正しい理解をもって、いじめが行われなくなるよう取り組みます。
- いじめは、様々な場所・場面で起こり得るものであり、大人たちが、いじめを行わせないよう見守るとともに、学校はもとより、家庭や地域住民、関係機関等が連携して取り組みます。
- いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こり得るものであり、すべての子どもが安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、教育活動全般を通じて、いじめの防止に取り組みます。
- いじめは、子どもたちが所属する集団の構造や人間関係等に起因することから、互いの存在を認め合い、心の通う絆づくり居場所づくりにつながる学級づくりや集団づくりを進めます。

## 4. いじめの防止等に関する対策の基本的な考え方

市は、いじめ問題に対して、「未然防止」「早期発見」に努めるとともに、「早期対応、解消」に取り組みます。また、平成20年10月18日に採択された、大和市「ストップいじめ宣言」のもと、子どもたちのいじめ防止に向けた主体的な活動が広がるよう努めます。そのために、学校、家庭、地域、関係機関が一丸となって、相互に協力する関係づくりを進めます。

### (1) いじめの未然防止

- 家庭や学校では、子どもの発達段階に応じた道徳観や規範意識等を身に付けさせ、「自分の大切さとともに他の人の大切さも認める心」や「他者を思いやる気持ち」を育むことが重要です。
- 家庭や学校では、子どもたち一人ひとりが、好ましい人間関係を築くことができるように、コミュニケーション能力等の育成に努める必要があります。
- 学校では、いじめの背景にある、子どもたちが抱えている学業や家庭環境、人間関係等にまつわるストレス等の要因に着目し、その改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むことが重要です。
- 家庭や地域社会、学校では、子どもたちが、自分の存在が認められていること、必要とされていることを意識できるよう、友だちや家族、大人たちとのふれあう機会を充実させることが重要です。
- 家庭では、日頃から子どもとコミュニケーションを取るとともに、子どもの行動や持ち物、交友関係等に関心をもつことが必要です。

### (2) いじめの早期発見

- 家庭や学校では、日頃から、子どもたちの表情や態度のわずかな変化を見逃さず、適切な対応をすることが重要です。子どもがいじめを訴えない場合や、いじめを否定する場合があるため、注意深く状況を把握する必要があります。
- 学校では、定期的に行う、いじめに関するアンケート調査や個人面談等によって、常に

子どもたちの状況を把握するとともに、子どもたちが困った時に相談しやすい環境や信頼関係をつくり子どもからの相談に真摯に対応することが重要です。

- 家庭では、子どもの様子から、気になることがあった場合は、子どもに声をかけたり、学校に相談したりすることが重要です。
- いじめは、学校に限らず様々な場所・場面で起こり得ることを踏まえ、地域や家庭では、大人たち全員が子どもたちを見守り、育てる意識を持つことが重要です。

### (3) いじめの早期対応、いじめの解消

- 学校は、子どもがいじめを受けている疑いがあるときは、教職員が連携して、迅速かつ組織的に、子どもたちへの支援・指導を行います。
- 学校は、いじめがあることを確認した場合、いじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全を確保します。
- 学校は、いじめを行った子どもに対して、いじめは決して許されない行為であることを、適切かつ毅然と指導するとともに、いじめに至った背景を把握し、子ども及びその保護者に対して、いじめを繰り返さず、正常な学校生活を営ませるための助言や支援を行います。
- いじめに当たると判断した場合でも、「いじめ」という言葉を使わず指導することもあります。(例えば、好意から行った行為が意図せず相手の子どもに心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や、グループ内で嫌がらせと思われる行為を受けているにもかかわらず、本人が否定する場合等)
- 学校は、いじめを受けた子どもやいじめを行った子どもだけでなく、すべての子どもに対し、いじめを誰かに知らせる勇気を持ち、いじめをしないよう指導します。
- 学校は、犯罪につながるおそれのあるいじめについては、警察と連携して対処します。
- 学校は、いじめを受けた子どもや、いじめを行った子どもを立ち直らせるために、必要に応じて医療や福祉等の専門機関の協力を要請します。
- 学校は、いじめが解消している状態(※)と判断した場合でも、いじめを受けた子ども及びいじめを行った子どもの状況をきめ細かく把握し、いじめの再発を防ぐよう指導を継続します。

※ 「いじめが解消している状態」とは次の2点の要件を満たしている必要があります。

- ① いじめを受けた子どもに対する行為(インターネットを通じて行われるものも含む)が止んでいる状態が3か月を目安に継続していること。ただし、いじめの被害の重大性から、学校判断によりさらに長期の期間を設定することができます。
- ② いじめを受けた子どもがいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。子ども本人及び保護者との面談等で確認します。

### <具体的ないじめの態様の例>

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話などで、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

## Ⅱ. 基本的施策

### 1. 市・教育委員会が実施する施策

#### (1) 財政上の措置等

- いじめの防止等のための対策を推進するために、児童支援中核教諭や相談員、カウンセラー（※1）、スクールソーシャルワーカー（※2）の配置をはじめとした財政上必要な措置を講ずるよう努めます。
- ※1 カウンセラーは心理の専門家として心理的なケアを中心に行う。県からもスクールカウンセラーが派遣されている。
- ※2 スクールソーシャルワーカーは福祉の専門家として家庭環境の問題に対応する。

#### (2) いじめの未然防止のための取組

- 児童会や生徒会を中心としたいじめの防止啓発活動、フォーラムでのいじめ不登校に対する活動の発表、異学年や校種を越えたいじめ未然防止の活動等、いじめの未然防止に向けた、子どもを主体とした取組を進めます。
- 中学校では、深刻ないじめに発展したり、学校を越えたいじめが起きたりする等の傾向があります。そのため、「いじめ問題対策連絡協議会」を活用して、小学校からの情報提供や中学校間での情報共有、児童相談所・警察等の関係機関との連携を充実させ、各中学校でのいじめの未然防止の取組を進めます。
- 子どもだけでなく、社会全体で、いじめの未然防止の意識を共有するため、いじめ不登校を考えるフォーラムや、いじめ防止ポスターコンクールを実施します。
- 警察との連携により、いじめの未然防止につながる「非行防止教室」を実施することや、犯罪行為として取り扱われるべきいじめについて、学校と所轄警察署とが円滑に対応できるよう学校警察連携制度等を活用した取組を進めます。
- インターネットを通じて行われるいじめに関する調査研究等を推進し、対応策の充実を図ります。

- 関係機関や企業との連携を進め、いじめの未然防止につながる携帯電話教室や家族の絆を深める運動、保護者の子ども理解に関する講演会等の啓発活動を進めます。
- 家庭や地域で子どもたちを見守るために、地域にある自治会、民生委員・児童委員等との連携を進める取組を行います。
- 日頃の教育活動全般を通じて、全ての子どもが安心でき、自己有用感や充実感を感じられるよう、児童生徒指導をはじめとして、人権教育、道徳教育、特別支援教育等に関する各種研修会を通して、教職員の資質の向上を図ります。

### (3) いじめの早期発見のための取組

- 子ども、保護者、地域住民、教職員等からのいじめに関する相談・通報を受け付ける体制として、ヤングテレホン、親と子の相談電話、いじめ110番フリーダイヤル、不登校相談電話、話してeメール、スマートフォン等を使った通報アプリ等の周知を図ります。
- いじめの未然防止のための実践事例やいじめ事案への具体的な対処事例、学校で実施するいじめに関するアンケートの集計結果等を、学校現場にフィードバックし、各学校での取組を支援します。
- 相談員やスクールカウンセラーの派遣を通して、子ども、保護者及び教職員が相談することができる体制を充実させます。

### (4) いじめの早期対応・いじめの解消のための取組

- 「いじめ問題対策連絡協議会」を活用して、児童相談所・警察等の関係機関との連携を充実させ、いじめ事案に対処する取組が、各学校で効果的に進めることができるよう支援します。
- 法第23条第2項の規定により、学校からいじめ（いじめの疑いがあるものを含む）の報告を受けたときは、必要に応じて学校に対し支援を行い、必要な措置を講ずることを指示し、当該報告に係る事案について、自ら必要な調査を行います。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときや、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、学校警察連携制度の活用や所管警察署との相談を行うなど、警察と連携して対処します。
- 学校単独では効果的な対応に限界がある場合は、学校からの要請により、指導主事やスクールソーシャルワーカー、心理カウンセラー等を派遣して、いじめの解消を図ります。

## 2. 学校が実施する取組

### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定

- 法第13条では、全ての学校に対し、国の基本方針や県や市の基本方針を参酌して、学校いじめ防止基本方針を定めることを求めています。
- 学校いじめ防止基本方針は、いじめ防止等に関する学校の取組についての基本的な方向、いじめの情報共有の体制、方法及びそれらに基づく早期発見・事案対処について定めます。

- 学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがあります。
  - ・学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が組織として一貫した対応となります。
  - ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、子ども・保護者に対し学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの抑止につながります。
  - ・いじめを行った子どもへの成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめを行った子どもへの支援につながります。
- 学校いじめ防止基本方針の策定や見直しを行うに当たっては、検討する段階から保護者や地域の方にも参画していただき、地域を巻き込んだものになるようにします。さらに、子どもの意見を取り入れるなど、子どもがいじめ防止等について主体的かつ積極的な参加が確保できるように努めます。また、策定した基本方針については、学校のホームページや学校便り等で公開し、保護者や地域の方々との共通認識を図り、連携していじめ防止等の取組に当たります。
- 各学校は、策定した学校いじめ防止基本方針に則り、次の取組を進めます。

## (2) いじめの未然防止のための取組

- 児童会や生徒会が中心となって、子どもが主体的に活動するあいさつ運動、たてわり活動、集会での呼びかけ等の取組を今後も進めます。
- 子ども同士がお互いの良いところを書いたカードを紹介しあうなど、お互いを認め合う雰囲気を作るとともに、子ども一人ひとりの居場所がある学校づくりに取り組みます。
- 「いじめ防止ポスター」、「いじめ防止標語」等、子ども自身が、いじめについて深く考える機会となる活動を今後も進めます。
- 交流や職場体験、ボランティア活動等の充実を図り、学校外の人々との関わりや集団活動を通して、自己の役割や責任を果たそうとする実践的態度や、より良い人間関係を築こうとする意識等、道徳性を育む取組を今後も進めます。
- 道徳など日頃の授業や行事等特別活動のなかで、自己決定の場を用意し、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを推進します。
- インターネット上のいじめを防止するために、情報を発信する責任や自分で情報の必要性を判断する力を身に付ける情報モラル教育を、学級活動や技術・家庭の授業等、さまざまな場面を通して推進するよう努めます。
- 学校や家庭での子どもの様子について情報を共有できるよう、連絡ノートや電話相談、家庭訪問等を通して保護者と密に連絡を取り、いじめの未然防止、早期発見に努めます。
- 地域で子どもたちを見守る人の輪を広げるため、職場体験、ボランティア活動等の体験活動や行事等を通して、地域の人々とふれあう機会を増やします。
- 関係機関との適切な連携のため、各機関との情報交換や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築します。

## (3) いじめの早期発見のための取組

- 「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こり得る問題である」という認識を持

ち、各学校において、日頃から子どもの日常の行動や生活の様子に気を配るとともに、子どもとの信頼関係の構築等に努めます。

- 定期的に実施するいじめに関するアンケート、教育相談等を通して、学級集団の把握とともに、いじめ問題の個々のケースの早期発見に努めます。
- いじめに関するアンケートに、インターネット上のいじめに関する質問項目を設けるなど、インターネット上のいじめの早期発見に向けた取組を進めます。
- 教職員の資質向上のための研修会を設定することにより、子どもが発する小さなサインを見逃さず、いじめの兆候を早期にキャッチし、積極的ないじめの認知に努めます。
- 学校は子どもに対し、いじめの傍観者とならず、教職員へ報告するなど、いじめを止めさせるための行動をとることの重要性を理解させるよう努めます。

#### (4) いじめの早期対応・いじめの解消のための取組

- いじめの早期対応のために、管理職、生徒指導担当教諭、児童支援中核教諭、養護教諭、教育相談コーディネーター、学級担任等の教職員が連携し、保護者、関係する専門機関等の協力のもとで、組織的かつ迅速に対応します。
- いじめの疑いや、相談があった場合は、直ちに緊急会議を開催し、情報の共有を行い、いじめの事実の有無を確認します。
- いじめを受けた子どもといじめを行った子ども及び双方の保護者に対し、事実関係を速やかに伝え、適切な対応が行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言や支援を行います。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときや、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、学校警察連携制度の活用や所轄警察との相談等、連携して対処します。
- いじめを受けた子どもといじめを行った子どもが異なる学校に在籍している場合、双方の学校で情報を共有して対処します。
- いじめがあったことが確認された場合には、いじめを受けた子どもが、いじめが解消され平穏な学校生活を再開できるよう、子ども及びその保護者に対して必要な支援を行います。
- いじめを行った子どもに対しては、いじめは決して許されない行為であり、自身の取った行動が相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした指導を行います。また、子どもの家庭環境や人間関係のストレス等、いじめの行為に至った背景を把握し、子ども及びその保護者に対して、いじめを繰り返さず、正常な学校生活を営ませるための助言や支援を行います。
- いじめを受けた子どもや、いじめを行った子どもの立ち直りを支援するため、医療や福祉等の専門機関、地域の青少年育成団体等の協力を得るために連携を図ります。
- いじめが解消していると判断した場合でも、いじめを受けた子どもの状況を日常的な関わりの中できめ細かく把握するとともに、いじめの再発を防ぎます。
- いじめの解消にあたっては、当事者間だけにとどまらず、学級や学年、必要に応じて学校全体でその問題を考える機会をつくり、いじめを誰かに知らせる勇気や、いじめを絶対に許さないという気持ちを育てます。
- インターネット上のいじめについての相談や通報があった場合は、速やかに掲載情報を確認し関連機関の協力を得ながら、インターネット上の情報の削除依頼等を行います。

## (5) 学校評価における留意事項（法 34 条関係）

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価に位置付けるよう努めます。

## Ⅲ. 重大事態への対処

### 1. いじめの重大事態

いじめの重大事態については、国の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成 29 年 3 月文部科学省）」により適正に対応します。

いじめによる重大事態（法第 28 条の規定による重大事態をいう。以下同じ。）が発生した場合、学校長は、教育委員会を通して速やかに市長に報告しなければなりません。教育委員会又は学校は、直ちに当該重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に向け、事実関係を明確にするための調査を行います。

- 重大事態かどうかの判断は、以下の考え方により、教育委員会又は学校が判断します。次のいずれかに該当するときは、いじめの重大事態として対応します。
  - いじめを受けた子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
    - ・ 自殺を企図したり、自殺に至った場合
    - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
    - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
    - ・ 精神性の疾患を発症した場合 等
  - いじめを受けた子どもが、相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがある場合
- 子どもやその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめを要因とするものではない」又は、「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態とみなして適切に対応します。

### 2. 教育委員会又は学校による対処

#### (1) 重大事態発生の報告

重大事態が発生した場合、学校長は教育委員会を通じて市長に報告します。なお、教育委員会は、県教育委員会に報告します。

#### (2) 事実関係を明確にするための調査

重大事態の調査は、教育委員会又は学校が行うこととされていますが、調査の実施主体については、以下の考え方に基づき、教育委員会が判断します。

- 次のいずれかに該当するときは、教育委員会において調査を実施します。
- ・ 事案の特性、経緯及びいじめを受けた子ども又は保護者の訴え等から、学校主体の調査では、重大事態への対処等に十分な結果を得られないと教育委員会が判断した場合
  - ・ 学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合

#### **(ア) 教育委員会が調査主体となる場合の組織**

教育委員会では、「いじめ問題対策調査会」において調査を実施します。

なお、教育委員会が自ら主体となって調査をしても十分な結果を得られないと判断した場合、県教育委員会の指導主事等による「緊急支援チーム」等、必要な協力を県教育委員会に要請します。

#### **(イ) 学校が調査主体となる場合の組織**

学校が行う重大事態の調査は、法第22条の規定に基づき学校に常設する「いじめの防止等の対策のための組織」が主体となって実施します。

常設の組織のなかに、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者が含まれていない場合は、調査に当たり、当該事案の性質に応じて、外部から必要な人材の参加を求め、調査の公平性・中立性を確保するよう努めることとします。

教育委員会は、必要に応じて、学校に対する指導助言や人的措置も含めた支援を行います。

#### **(3) いじめを受けた子ども及びその保護者への情報提供**

教育委員会又は学校が、いじめの事実関係を明確にするための調査を行ったときは、いじめを受けた子ども及びその保護者に対し、経過報告を含め、適時・適切に情報提供を行います。

当該情報提供を行うに当たっては、子どもや保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意して行います。

なお、調査のため実施したアンケートの結果については、個人のプライバシーに配慮した上で、いじめを受けた子どもやその保護者に提供する場合もあることを、調査に先立ち、調査対象の子どもや保護者に説明します。

#### **(4) 調査結果の報告**

学校が実施した調査結果は、教育委員会を通じて市長に報告します。また、教育委員会が実施した調査結果については教育委員会が、直接、市長に報告します。

#### **(5) 調査結果の公表**

学校又は教育委員会は、いじめ重大事態に関する調査結果の公表について、事案の内容

や重大性、いじめを受けた子ども及びその保護者の意向、公表をした場合の子どもへの影響等を総合的に勘案して適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表を行います。公表を行う場合は、いじめを受けた子どもやその保護者に対して、公表の方針について説明を行います。

### 3. 市長による再調査等

#### (1) 再調査の実施

法第28条に基づき、教育委員会又は学校が実施した調査について、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、必要があると市長が認める場合、「いじめ問題再調査会」において再調査を実施します。

#### (2) 調査結果の報告

再調査の結果については、市議会に報告します。

#### (3) 再調査の結果を踏まえた措置

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限と責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じます。

## IV. いじめの防止等を推進する体制

### 1. 学校におけるいじめの防止等のための組織

#### (1) 学校におけるいじめの防止等のための組織の設置

学校現場において、いじめの未然防止や早期発見に向けた取組を効果的に推進し、発生したいじめ事案に的確に対処するため、法第22条の規定に基づき、校内に、「いじめの防止等の対策のための組織」を常設します。

この組織は、児童生徒指導の根幹に位置付ける組織であり、いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の者による状況の判断が可能になります。設置に当たっては、各学校の実情を踏まえ、児童生徒指導上の課題に対応する既存の組織を活用することも可能とします。その場合、いじめの防止等の対応に必要な人材の追加等については、各学校において判断することとします。また、この組織が、いじめを受けた子どもを徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると子どもから認識されるようにします。

教育委員会は、この組織の役割が果たされているかどうか確認し、必要な指導助言を行います。

#### (2) 学校におけるいじめの防止等のための組織の構成

この組織は、法第22条の規定に基づき、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者で構成することを基本とします。

具体的には、いじめ防止等に関する日常の課題に機動的に対応できるよう、管理職、総括教諭、生徒指導担当教諭、児童支援中核教諭、養護教諭、教育相談コーディネーター、学年主任、相談員及びスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を中心として構成します。また、対応する事案の内容に応じて、学級担任や教科担任等を構成員として追加するなど、柔軟な組織運営を図ることとします。また、重大事態の調査を学校自ら実施する場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者を加えることとします。

### (3) 学校におけるいじめの防止等のための組織の役割

この組織は、当該学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むにあたって中核的な役割を担います。主な役割は、次のとおりです。

- ・ いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・ 学校いじめ防止基本方針の策定及び見直し
- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の年間計画の作成及び進行管理
- ・ いじめに関する教職員研修等の実施
- ・ いじめに関する子ども、保護者及び地域に対する情報提供・意識啓発
- ・ いじめに関する通報及び相談への対応
- ・ いじめや問題行動等に係る情報の収集
- ・ いじめ事案に対応するための会議の開催
- ・ いじめ事案に係る情報の収集及び事実確認のための調査
- ・ いじめ事案に係る記録及び情報の共有
- ・ いじめを受けた子どもに対する保護及び支援並びにその保護者との連携
- ・ いじめを行った子どもに対する指導及び支援並びにその保護者との連携
- ・ 子ども及びその保護者に対する情報提供 等

## 2. いじめ問題対策連絡協議会

### (1) いじめ問題対策連絡協議会の設置

いじめの防止等に向けて、教育委員会や学校、関係機関等が連携した取組を円滑に進めることが出来るよう、法第14条の規定に基づき、いじめの防止等に関係する機関の担当者等で構成する「いじめ問題対策連絡協議会」を設置します。

### (2) いじめ問題対策連絡協議会の構成

「いじめ問題対策連絡協議会」は、学校、教育委員会、児童相談所、警察、その他関係機関により構成します。

### **(3) いじめ問題対策連絡協議会の役割**

「いじめ問題対策連絡協議会」では、いじめの防止等に関する関係機関相互の連絡調整を図るほか、以下の事項について、情報共有、協議等を行います。

- ・ 市の基本方針に基づく関係機関の取組状況
- ・ いじめに関する地域の状況や課題
- ・ いじめの防止等に向けた効果的な取組
- ・ いじめの防止等に向けた関係機関の連携
- ・ 市の基本方針に基づく取組の検証と見直し 等

## **3. いじめ問題対策調査会**

### **(1) いじめ問題対策調査会の設置**

法第14条第3項及び法第28条第1項の規定により、いじめ防止対策のあり方や実効性を高めるための調査研究と、学校で発生したいじめの重大事態の調査を行うため、教育委員会の附属機関として「いじめ問題対策調査会」を設置します。

### **(2) いじめ問題対策調査会の構成**

委員は9人以内とし、弁護士、医師、臨床心理士、学識経験者、神奈川県教育委員会の職員、児童及び生徒の保護者、小中学校長で構成します。

### **(3) いじめ問題対策調査会の役割**

- ・ 市の基本方針に基づく、いじめ防止のための対策のあり方や実効性を高めるための調査研究
- ・ 学校で発生したいじめの重大事態の事実関係を明確にするための調査

なお、法第28条第1項の規定に基づき、学校で発生したいじめの重大事態の調査を行う場合、上記構成員から、弁護士、医師、臨床心理士及び学識経験者の4人を専門委員とした専門委員会を設置します。

## **4. いじめ問題再調査会**

### **(1) いじめ問題再調査会の設置**

教育委員会又は学校が行ったいじめの重大事態の調査結果について、法第30条第2項の規定により、市長が必要と認めた場合に再調査を行うため、市長の附属機関として「いじめ問題再調査会」を設置します。

## **(2) いじめ問題再調査会の構成**

委員は5人以内とし、弁護士、医師、臨床心理士、学識経験者、その他市長が必要と認めた者で構成します。

## **(3) いじめ問題再調査会の役割**

市長が、教育委員会又は学校が行った「いじめ問題対策調査会」の調査について、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、必要があると認める場合、再調査を行います。

※3. いじめ問題対策調査会と、4. いじめ問題再調査会については、弁護士、医師など一部の委員構成が共通していますが、調査の客観性を保つため、それぞれ異なる委員を委嘱します。